

愛知教育大学と中京大学との教員養成の高度化に関する連携協定書

愛知教育大学（以下「甲」という。）と中京大学（以下「乙」という。）は、連携して教員養成の高度化を図るため、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、教員を志す学生を対象に、愛知教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程（以下「教職大学院」という。）において、教育実践力を備えた高度専門職業人としての教員の養成を行うことを目的とする。

（連携事項）

第2条 本協定による連携事項は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、乙の学生のうち教員免許取得予定者で教員を志す卒業見込みの者に対して、教職大学院における特別選抜を実施する。
- (2) 乙の学生は、甲の行う教職大学院の行事や取組等に参加することができる。
- (3) 甲及び乙は、教職大学院に関わる教員の人事交流を行うことができる。

（手続）

第3条 前条第1号を実施する際、乙は、教員を志す優秀な学生を甲に推薦するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方から提供された情報について、相手方の事前の了承なく第三者に開示・漏洩しない。また、本協定の目的以外に提供された情報を利用しない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに甲及び乙のいずれからも改定の申入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めるもののほか、連携事業の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議の上定める。

2 本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上定める。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和4年6月29日

甲 愛知教育大学長

乙 中京大学長

野田敦敬

梅川清美

愛知教育大学と中京大学との教員養成の高度化に関する覚書

愛知教育大学（以下「甲」という。）と中京大学（以下「乙」という。）は、教員養成の高度化に関する連携協定書に基づき、以下の事項について合意し、覚書を取り交わすものとする。

- 1 愛知教育大学大学院教育学研究科専門職学位課程（以下「教職大学院」という。）における連携協定特別入試（以下「特別選抜」という。）は、教員養成の高度化を図るという連携協定の趣旨に基づき、乙からの推薦の後、甲が選抜の上入学許可を行うものとする。
- 2 特別選抜は、原則として後期募集で実施する。
- 3 特別選抜における乙からの推薦の上限は5名とする。
- 4 特別選抜は、研究計画書の提出及び面接により行う。
- 5 特別選抜の検定料は徴収しない。
- 6 乙の学生は、甲の行う教職大学院の行事や取組等に参加することができる。
- 7 甲及び乙は、教員養成の高度化に向けて連携・協力する。
- 8 本覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、本覚書の有効期間満了の日の30日前までに甲及び乙のいずれからも改定の申入れがない場合は、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。
- 9 上記以外の事項は、その都度甲乙双方で協議の上決定する。

上記について甲乙双方が確認したことを証するため、覚書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を所有する。

令和4年6月29日

甲 愛知教育大学長

野田敦敬

乙 中京大学長

相羽清美